

議案第 29 号	三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について																											
消 防 本 部	消防団員等に係る公務災害補償について、同一事由で他の法律による給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。																											
内 容	<p>【関係法令】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令</p> <p>【改正内容】 同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合における、①傷病補償年金、②休業補償の額に乗じる調整率の見直し</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">損害補償の種類</th> <th rowspan="2">併給される年金たる給付</th> <th colspan="2">調整率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">傷病補償年金(特殊公務災害※1を除く。)</td> <td rowspan="4">障害厚生年金等※2</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病補償年金(特殊公務災害)</td> <td>第1級の傷病等級</td> <td>0.90</td> <td>0.91</td> </tr> <tr> <td>第2級の傷病等級</td> <td>0.90</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>それ以外の傷病等級</td> <td>0.91</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休業補償</td> <td>0.86</td> <td>0.88</td> </tr> </tbody> </table>			損害補償の種類		併給される年金たる給付	調整率		現行	改正案	傷病補償年金(特殊公務災害※1を除く。)		障害厚生年金等※2	0.86	0.88	傷病補償年金(特殊公務災害)	第1級の傷病等級	0.90	0.91	第2級の傷病等級	0.90	0.92	それ以外の傷病等級	0.91	0.92	休業補償		0.86
損害補償の種類		併給される年金たる給付	調整率																									
			現行	改正案																								
傷病補償年金(特殊公務災害※1を除く。)		障害厚生年金等※2	0.86	0.88																								
傷病補償年金(特殊公務災害)	第1級の傷病等級		0.90	0.91																								
	第2級の傷病等級		0.90	0.92																								
	それ以外の傷病等級		0.91	0.92																								
休業補償		0.86	0.88																									
<p>※1 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が、生命・身体に対する高度の危険が予測される状況下において、人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けたものをいう（政令第11条の2）。</p>																												
<p>※2 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金をいう（政令附則第3条第1項）。</p>																												
<p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>																												
<p>【特記事項】 議案第23号（三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）及び議案第28号（三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）と同様。</p>																												